



登録教習機関の登録事項変更について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）第22条の2の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第25条の3により次のとおり公示する。

記

- 1 登録番号
第20号、第97号、第98号、第185号、第191号
- 2 登録教習機関
名 称 一般社団法人日本クレーン協会
住 所 東京都江東区新木場一丁目11番7号
- 3 変更を行った項目及び内容
代表者の氏名変更
変更前 森下 信
変更後 曄道 佳明
- 4 変更年月日
令和8年6月22日

令和8年9月3日

石川労働局長

